令和７年 12 月 24 日

（参考）内航旅客船の車両を積載する区域等における火災安全の対策の改正について

1. 火災の探知

航行区域	火災探知器（熱又は煙）	テレビ監視装置[*1][*2]（新船）＆（現存船[*3]）	複合火災探知装置[*4]（新船）		
			車両区域		
	閉囲された車両区域のみ[*5]	ロールオン・ロールオフ貨物区域又は車両区域	閉囲区域	閉囲区域・暴露甲板以外[*6]	暴露甲板[*6]
遠洋船	要	要	要	要	要
近海船	要	要	要	要	要
限定近海船	要	要	要	要	要
沿海船	要	要	要	不要	不要
平水船	要[*7]	要	要[*7]	不要	不要

*1：「当該船舶の規模、構造等が簡易であるため、監視装置がなくても通常の船員の配置により容易に車両区域等を監視できるもの」として認められる場合には設置を求めない。
*2：映像記録時間については、少なくとも 24 時間とする。
*3：2028.1.1 以降の最初の定期検査又は中間検査から 2 年以内に廃船する船舶については設置を求めない。
*4：「複合火災探知器」又は「煙探知器及び熱探知器」を各探知器の種類ごとに規定する間隔等の要件に基づき設置する。
*5：現行法令では、火災探知器（熱探知器又は煙探知器）の設置については、閉囲された区画のみに求めている。
*6：熱探知器を配置した火災探知装置を設置することができる。　　*7：位置識別機能は不要。

2. 初期消火

航行区域	持運び式消火器
遠洋船	要
近海船	要
限定近海船	要

航行区域	持運び式消火器
沿海船	要
平水船	要

3. 本格消火

航行区域	消火ポンプ（ホースによる射水消火）	消防員装具	固定消火装置		
			スプリンクラー等		固定式放水モニター
			ロールオン・ロールオフ貨物区域等		車両区域（新船＆現存船）
			閉囲区画	開放区画	暴露甲板上
遠洋船	要	要	要	要	要
近海船	要	要	要	要	要
限定近海船	要	要	要	要	要
沿海船	要[*8]	要[*8]	要[*9]	不要	不要
平水船	要[*8]	要[*8*9]	要[*9]	不要	不要

*8：総トン数 100 トン未満のものは省略可。　　*9：車両区域に限る。

4. 防火構造[*10]

航行区域	防熱材料による防火措置	隔離距離（車両甲板区域の船側開口及び暴露甲板上の車両甲板区域）（新船）
遠洋船	要	要
近海船	要	要
限定近海船	不要	不要[*11]
沿海船	不要	不要
平水船	不要	不要

*10：火災発生区画から隣接区画等への煙や炎の伝播を防護することを目的として、隣接する隔壁や甲板を防火材の使用等により、耐火構造とすることを求める要件。
*11：救命艇や救命いかだの格納場所・集合場所・乗艇場所については改正要件に適合する必要あり。

網かけ・下線部：改正 SOLAS 条約（2026.1.1 発効）の新火災安全対策要件の内航船への適用対象